

環循規発第 2010121 号  
環循施発第 2010121 号  
令和 2 年 10 月 12 日

各都道府県・各政令市  
産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省 環境再生・資源循環局  
廃棄物規制課長  
（ 公 印 省 略 ）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長  
（ 公 印 省 略 ）

「低濃度 PCB 含有廃棄物に関する測定方法」の改定について（通知）

低濃度ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）含有廃棄物に関する測定方法については、PCB 汚染物等の PCB 廃棄物該当性を確認する分析方法を示すため、「低濃度 PCB 含有廃棄物に関する測定方法（第 4 版）」を取りまとめ、令和元年 10 月 11 日付け環循規発第 1910113 号・環循施発第 1910112 号により通知したところである。

さらに、令和元年 12 月 20 日付けで、PCB 濃度が 5,000mg/kg を超え 100,000mg/kg 以下の汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類といった可燃性の PCB 汚染物等が無害化処理認定制度の対象に追加されたことに伴って、今般、新たにこれらの PCB 汚染物等の PCB 濃度が 100,000mg/kg 以下であるか否かを確認するための分析方法等を追記し、「低濃度 PCB 含有廃棄物に関する測定方法（第 5 版）」を別添のとおり取りまとめたので通知する。

貴職におかれては、同資料について、管内の PCB 廃棄物の保管事業者及び特別管理産業廃棄物処理業者に対する周知、指導をよろしく願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。